

指 導 検 査 基 準（ 指 定 障 害 児 相 談 支 援 ）

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和２２年１２月１２日法律第１６４号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和２３年３月３１日厚生省令第１１号）

「厚労令２９」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年３月１３日厚生労働省令第２９号）

「平２４厚労告１２６」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成２４年３月１４日厚生労働省告示第１２６号）

「障発０３３０第２３通知」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成２４年３月３０日障発０３３０第２３号）

「障発０３３０第１６通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成２４年３月３０日障発第０３３０第１６号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方（ 観 点 ）	根拠法令	備考
第１ 基本方針	（１）指定障害児相談支援の事業は、障がい児又は障がい児の保護者（以下「障がい児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障がい児等の立場に立って行われているか。 （２）指定障害児相談支援の事業は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。 （３）指定障害児相談支援の事業は、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障がい児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。 （４）指定障害児相談支援の事業は、当該障がい児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。 （５）指定障害児相談支援事業者は、区市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。 （６）指定障害児相談支援事業者は、障がい児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加や包摂（以下、「インクルージョン」）の推進に努めているか。	児福法第２４条の３１ 厚労令２９ 第２条第１項 厚労令２９ 第２条第２項 厚労令２９ 第２条第３項 厚労令２９ 第２条第４項 厚労令２９ 第２条第５項 厚労令２９ 第２条第６項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
	（７）指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。 （８）指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 （９）指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。	厚労令２９ 第２条第７項 厚労令２９ 第２条第８項 厚労令２９ 第２条第９項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
第2 人員に関する基準		児福法第24条の3第1項	
1 従業者	(1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定障害児相談支援の提供に当たる者として平成24年厚生労働省告示第225号「指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの」に定める者)を置いているか。(ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。) (2) (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数(当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定特定相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数の合計数)が35又はその端数を増すごとに1となっているか。 (3) (2)に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前6月の平均値となっているか。(ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。) (4) 指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員(専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するもの。)を置くことができる。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の事業を行う事業所又は指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。 一 当該指定障害児相談支援事業所が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準(平成27年厚生労働省告示第181号)第1号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合しているか。 二 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者(平成30年厚生労働省告示第116号)に該当する者(当該指定に係る障害児相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。)により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されているか。 (5) (4)の規定により相談支援員を置く場合における7、11の(1)①、(2)①から⑧、(3)、12、15、17の(1)から(3)まで、21の(1)(指定基準第20条第1項に係る部分に限る。)並びに24の(1)及び(2)の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替えるものとする。	厚労令29 第3条第1項 平24厚告225 厚労令29 第3条第2項 厚労令29 第3条第3項 厚労令29 第3条第4項 厚労令29 第3条第5項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
2 管理者	指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	厚労令29 第4条	
3 従たる事業所を設置する場合における特例	(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。 (2) 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員であるか。	厚労令29 第4条の2第1項 厚労令29 第4条の2第2項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
第3 運営に関する基準		児福法第24条の3 1第2項	
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 利用申込者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定障害児相談支援の内容 ウ 当該指定障害児相談支援の提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項 エ 指定障害児相談支援の提供開始年月日 オ 指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。 なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用申込者の承諾を得ているか。	厚労令29 第5条第1項 厚労令29 第5条第2項 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第23通知第22（1）	
2 契約内容の報告等	(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを区市町村に対し遅滞なく提出しているか。	厚労令29 第6条第1項 厚労令29 第6条第2項	
3 提供拒否の禁止	指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。特に、障がいの程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは、 (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 (2) 利用申込者に係る障がい児の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 (3) 運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 (4) その他利用申込者及び利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合等をいう。	厚労令29 第7条 障発0330第23通知第22（3）	
4 サービス提供困難時の対応	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じて	厚労令29 第8条	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
5 受給資格の確認	いるか。 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、児福法第6条の2第8項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。	厚労令29 第9条 児童福祉法施行規則第1条 の2の7	
6 通所給付決定の申請に係る援助	指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	厚労令29 第10条	
7 身分を証する書類の携行	指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び障がい児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	厚労令29 第11条 障発0330第23通知 第二2（7）	
8 障害児相談支援給付費の額等の受領	（1）指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき平成24年厚生労働省告示第126号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。 （2）指定障害児相談支援事業者は、（1）の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けているか。 （3）指定障害児相談支援事業者は、（1）及び（2）の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。 （4）指定障害児相談支援事業者は、（2）の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得ているか。	厚労令29 第12条第1項 厚労告126 厚労令29 第12条第2項 厚労令29 第12条第3項 厚労令29 第12条第4項	
9 利用者負担額に係る管理	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障がい児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき児福法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。 この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障がい児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。	厚労令29 第13条	

項 目	基 本 的 な 考 え 方（ 観 点 ）	根拠法令	備考
10 障害児相談支援 給付費の額に係る 通知等	(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援給付費の額を通知しているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、8（1）の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。	厚労令29 第14条第1項 厚労令29 第14条第2項	
11 指定障害児相談 支援の具体的取扱 方針	(1) 指定障害児相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 ア 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。 イ 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児等の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。 ウ 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障がい児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障がい児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がい等を有する障がい児による支援等適切な手法を通じて行っているか。 (2) 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 ア 相談支援専門員は、障がい児支援利用計画の作成に当たっては、障がい児の年齢及び発達程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障がい児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。 イ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障がい児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障がい児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。 ウ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障がい児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。	厚労令29 第15条第1項第1号 厚労令29 第15条第1項第2号 厚労令29 第15条第1項第3号 厚労令29 第15条第2項第1号 厚労令29 第15条第2項第2号 厚労令29 第15条第2項第3号	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
	エ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障がい児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障がい児又はその家族に対して提供しているか。 特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏った情報を提供することや、障がい児の等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによる障がい児支援利用計画案を最初から提示することはないか。 オ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障がい児の希望する生活や障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っているか。 カ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障がい児の居宅を訪問し、障がい児及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障がい児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 キ 相談支援専門員は、障がい児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障がい児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、区市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。 ク 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、児福法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障がい児及びその家族に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得ているか。 ケ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障がい児等に交付しているか。 コ 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保したうえで、サービス担当者会議（テレビ電話装置等の活用を含む。）の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	厚労令29 第15条第2項第4号 障発0330第23通知第 二の2(11)⑦ 厚労令29 第15条第2項第5号 厚労令29 第15条第2項第6号 厚労令29 第15条第2項第7号 障発0330第23通知 第二(11)⑩ 厚労令29 第15条第2項第8号 厚労令29 第15条第2項第9号 厚労令29 第15条第2項第10号	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
	サ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障がい児又はその家族に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得ているか。 シ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障がい児等及び担当者に交付しているか。 （３）指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第１に規定する基本方針、（１）及び（２）に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 ア 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障がい児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。 イ 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障がい児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、児福法第６条の２の２第８項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間ごとに障がい児の居宅を訪問し、障がい児等に面接するほか、その結果を記録しているか。 ウ 障害児支援利用計画に変更があった場合、（２）のアからキまで及びコからシまでに準じて取り扱っているか。 エ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障がい児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 オ 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障がい児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。 カ 相談支援専門員は、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、障がい児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。	厚労令２９ 第１５条第２項第１１号 厚労令２９ 第１５条第２項第１２号 厚労令２９ 第１５条第３項第１号 厚労令２９ 第１５条第３項第２号 児福法施行規則第１条の２の ７ 厚労令２９ 第１５条第３項第３号 厚労令２９ 第１５条第３項第４号 厚労令２９ 第１５条第３項第５号 厚労令２９ 第１５条第３項第６号	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
12 テレビ電話装置の活用	相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。 （１）当該アセスメント又はモニタリングに係る障害児が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域に定める地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅等との間に一定の距離があること。 （２）当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該障害児の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。	厚労令２９ 第１５条の２第１号 厚労令２９ 第１５条の２第２号	
13 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	指定障害児相談支援事業者は、障がい児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障がい児等から申出があった場合には、当該障がい児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	厚労令２９ 第１６条	
14 障害児相談支援対象保護者に関する区市町村への通知	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	厚労令２９ 第１７条	
15 管理者の責務	（１）指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 （２）指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に、厚労令２９第２章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	厚労令２９ 第１８条第１項 厚労令２９ 第１８条第２項	
16 運営規程	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 （１）事業の目的及び運営の方針 （２）従業者の職種、員数及び職務の内容 （３）営業日及び営業時間 （４）指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額 （５）通常の事業の実施地域 （６）事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 （７）虐待の防止のための措置に関する事項 （８）その他運営に関する重要事項	厚労令２９ 第１９条	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
17 勤務体制の確保等	(1) 指定障害児相談支援事業者は、障がい児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。 (ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。) (3) 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定障害児相談支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 (4) 指定障害児相談支援事業者は、適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	厚労令29 第20条第1項 障発0330第23通知 第二2(17)① 厚労令29 第20条第2項 厚労令29 第20条第3項 障発0330第23通知 第二2(17)③ 厚労令29 第20条第4項	
18 業務継続計画の策定等	(1) 指定障害児相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。 (3) 指定障害児相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	厚労令29 第20条の2第1項 厚労令29 第20条の2第2項 厚労令29 第20条の2第3項	
19 設備及び備品等	指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか（貸与を受けているものでも可）。 (1) 専用の事務室又は明確に特定されている区画があるか。	厚労令29 第21条 障発0330第23通知 第二2(19)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
20 衛生管理等	(2) 申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。 (3) 必要な設備・備品等を確保しているか。ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備及び備品等を使用することは差し支えない。 (1) 指定障害児相談支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ア 当該指定障害児支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 イ 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該指定障害児相談支援事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	厚労令 29 第 22 条第 1 項 厚労令 29 第 22 条第 2 項 厚労令 29 第 22 条第 3 項	
21 掲示等	(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、重要事項を掲示しているか。 ア 運営規程の概要 イ 障害児相談支援の実施状況 ウ 相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制 エ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 また、体制整備加算を算定している場合は、各加算の算定要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるよう、併せて提示しているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害児相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	厚労令 29 第 23 条第 1 項 厚労令 29 第 23 条第 2 項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
22 秘密保持等	3 指定障害児相談支援事業者は、1に規定する重要事項の公表に努めているか。 (1) 指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障がい児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ているか。	厚労令29 第23条第3項 厚労令29 第24条第1項 厚労令29 第24条第2項 厚労令29 第24条第3項	
23 広告	指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	厚労令29 第25条	
24 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止	(1) 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 (2) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障がい児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 (3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障がい児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	厚労令29 第26条第1項 厚労令29 第26条第2項 厚労令29 第26条第3項	
25 苦情解決	(1) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障がい児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第24条の34第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又はその家族からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行	厚労令29 第27条第1項 厚労令29 第27条第2項 厚労令29 第27条第3項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
	っているか。 （４）指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第５７条の３の２第１項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 （５）指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第５７条の３の３第４項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 （６）指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、（３）から（５）までの改善の内容を都道府県知事又は区市町村長に報告しているか。 （７）指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	厚労令２９ 第２７条第４項 厚労令２９ 第２７条第５項 厚労令２９ 第２７条第６項 厚労令２９ 第２７条第７項	
26 事故発生時の対応	（１）指定障害児相談支援事業者は、障がい児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 （２）指定障害児相談支援事業者は、（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 （３）指定障害児相談支援事業者は、障がい児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	労令２９ 第２８条第１項 厚労令２９ 第２８条第２項 厚労令２９ 第２８条第３項	
27 虐待の防止	指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じているか。 （１）当該指定障害児相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 （２）当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	厚労令２９ 第２８条の２	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
28 会計の区分	(3) (1) 及び (2) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	厚労令 29 第 29 条	
29 記録の整備	(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、障がい児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日（その完結の日）から 5 年間保存しているか。 ア 11 (3) アに規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 イ 個々の利用者ごとに以下に掲げる事項を記載した相談支援台帳 (ア) 障害児支援利用計画(案)及び障害児相談支援利用計画 (イ) アセスメントの記録 (ウ) サービス担当者会議等の記録 (エ) モニタリング結果の記録 ウ 14 に規定する区市町村への通知に係る記録 エ 25 に規定する苦情の内容等に係る記録 オ 26 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	厚労令 29 第 30 条第 1 項 厚労令 29 第 30 条第 2 項 障発 0330 第 23 通知 第二 2 (28)	
30 電磁的記録	指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、電磁的方法による場合に、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は障害児相談支援対象保護者である場合には当該障害児又は障害児相談支援対象保護者に係る障害児の特性に応じた適切な配慮をしているか。	厚労令 29 第 31 条第 2 項	
31 その他	送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所）ごとに、安全運転管理者の選任等を行っているか。	道路交通法第 74 条の 3 道路交通法施行規則第 9 条 の 9、10	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
第4 届出等			
1 変更の届出	指定障害児相談支援事業者は、児福法施行規則第25条の26の7第1項に掲げる事項（児福法施行規則第25条の26の6第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号まで、第11号及び第13号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を区市町村長に届け出ているか。 ※ 指定障害児相談支援事業者が変更の届出を要する事項 (1) 事業所の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (4) 事業所の平面図 (5) 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴 (6) 運営規程	児福法第24条の32第1項 児福法施行規則第25条の26の7第1項 児福法施行規則第25条の26の6第1項	
2 業務管理体制の整備	(1) 指定障害児相談支援事業者は、障がい児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障がい児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。 ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児相談支援事業者 (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。 イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児相談支援事業者 (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児相談支援事業者 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。 (2) 指定障害児相談支援事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定障害児相談支援事業所が一の区市町村の区域に所在する指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者を除く。）また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の指定障害児相談支援事業者に限る。）	児福法第24条の30第3項 児福法第24条の38第1項 児福法施行規則第25条の26の8 児福法第24条の38第2項 児福法施行規則第25条の26の9第1項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
	エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児相談支援事業者に限る。） （3）届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届けて出ているか。	児福法第24条の38 第3項 児福法施行規則 第25条の26の9第2項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
第5 障害児相談支援 給付費の算定及び 取扱い		児福法第24条の26 第2項	
1 基本事項	(1) 指定障害児相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に別に平成24年厚生労働省告示第128号「子ども家庭庁長官が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。 (2) (1)の規定により、指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚労告126第1号 平24厚労告128 平24厚労告126第2号	
2 障害児相談支援費 (1) 障害児支援利用 援助費	障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 ア 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から（Ⅳ）までについては、平成27年厚生労働省告示第181号「こども家庭庁長官が定める基準」第1号に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員 については1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 また機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定している場合においては、その他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定していないか。 イ 障害児支援利用援助費（Ⅰ） 指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 ウ 障害児支援利用援助費（Ⅱ） 指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。	平24厚労告126 別表1の注1 平27厚労告181の1	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
（２）継続障害児支援 利用援助費	継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定しているか。 ア 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から（Ⅳ）までについては、平成２７年厚生労働省告示第１８１号「こども家庭庁長官が定める基準」の第１号に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 また機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定している場合においては、その他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定していないか。 イ 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） 指定障害児相談支援事業所における取扱件数が４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 ウ 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） 指定障害児相談支援事業所における取扱件数が４０以上である場合において、当該取扱件数から３９を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。	平２４厚労告１２６ 別表１の注２ 平２７厚労告１８１の１	
（３）その他	指定障害児相談支援事業者が、第３の１１（２）のイ（第３の１１（３）のウにおいて準用する場合を含む。）、ク、ケ若しくはコからシまで（第３の１１（３）のウにおいて準用する場合を含む。）又は第３の１１（３）のイに定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。	平２４厚労告１２６ 別表１の注３	
（４）同一の月に指定 継続障害児支援利用 援助と指定障害 児支援利用援助を 行う場合	指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していないか。	平２４厚労告１２６ 別表１の注４	
（５）情報公表未報告 減算	法第３３条の１８第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の１００分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平２４厚労告１２６ 別表１の注５	
（６）業務継続計画未 策定減算	第３の１８に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平２４厚労告１２６ 別表１の注６	
（７）虐待防止措置未 実施減算	第３の２７に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平２４厚労告１２６ 別表１の注７	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
(8) 特別地域加算	平成24年厚生労働省告示第233号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域」に居住している障害児の保護者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（（3）に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告126 別表1の注8 平24厚告233	
(9) 地域生活支援拠点等機能強化加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第2号に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業者において、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくは機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)又は機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくは機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。 ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定障害児相談支援事業所並びに当該指定障害児相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域意向支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、1月に月100回を限度とする。	平24厚労告126 別表1の注9 平27厚告181第2号	
3 利用者負担上限額管理加算	指定障害児相談支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126 別表2の注	
4 初回加算	(1) 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合、その他平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第3号に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 (2) 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以降に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接した場合に、所定単位数に500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。	平24厚労告126 別表3の注1 平27厚労告181の3 平24厚労告126 別表3の注2	
5 主任相談支援専門員配置加算	(1) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が平成30年厚生労働省告示第116号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者」であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第4号に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応	平24厚労告126 別表4の注の1	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
	じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定していないか。 ア 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） （2）主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定特定相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。	平24厚労告125 別表4の注2	
6 入院時情報連携加算	障害児通所支援を利用する障がい児が病院等に入院するに当たり、平成27年厚生労働省告示第181号「厚生労働大臣が定める基準」第5号に従い、当該病院等の職員に対して、当該障がい児の心身の状況や生活環境等の当該障がい児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障がい児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合において、当該加算以外の次に掲げる加算を算定していないか。 （1）入院時情報連携加算（Ⅰ） （2）入院時情報連携加算（Ⅱ）	平成24年厚労告126 別表5の注 平27厚労告181第5号	
7 退院・退所加算	児童福祉施設、障害者支援施設又は病院等に入所、入院等していた障がい児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障がい児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障がい児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障がい児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）に、入所、入院等の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか（4の初回加算を算定する場合を除く。）。	平24厚労告126 別表6の注	
8 保育・教育等移行支援加算	指定障害児相談支援事業者が、障がい児が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ（1）から（3）まで掲げる単位数のうち該当した場合のもの（（1）から（3）までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。 また、障がい児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ（1）から（3）までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。 （1）障がい児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障がい者の心身の状況等の当該障がい児に係る必要な情報を提供し、当該保育所又は障害者就業・生活支援センター等における当該障がい児の支援内容の検討に協力する場合 150単位 （2）障がい児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障がい児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面	平24厚労告126 別表7の注	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
9 医療・保育・教育 機関等連携加算	会する場合（月に1回以上の居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費（以下「障害児支援利用援助費等」という。）を算定する月を除く。） 300単位 （3）障がい児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障がい児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合 300単位 （1）指定障害児相談支援事業者が次のアからイまでに該当する場合に、1月にそれぞれアからイまでに掲げる単位数を加算しているか。 ア 福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害児通所支援及び障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）を行う者を除く。）の職員等と面談又は会議を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合（障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とし、4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）次の（ア）又は（イ）に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数 （ア）指定障害児支援利用援助を行った場合 200単位 （イ）指定継続障害児支援利用援助を行った場合 300単位 イ 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。障害児支援利用援助費等を算定する場合に限る。） 300単位 ウ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（障害児支援利用援助費等を算定する場合に限る。） 150単位 （2）ウについては、次に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度としているか。 ア 病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。） イ 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）	平24厚労告126 別表8の注1 平24厚労告126 別表8の注2	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
10 集中支援加算	(1) 指定障害児相談支援事業者が、次のアからオまでに該当する場合に、1月にそれぞれアからオまでに掲げる単位数を加算しているか。ただし、アからウまでについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。 ア 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は区市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 300単位 イ サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 300単位 ウ 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（障害児支援利用援助費等、入院時情報連携加算の入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定する月を除く。） 300単位 エ 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 300単位 オ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） 150単位 (2) (1) オについては、次に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。 ア 病院等及び訪問看護ステーション等 イ 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）	平24厚労告126 別表9の注1 平24厚労告126 別表9の注2	
11 サービス担当者会議実施加算	指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報の提供を受	平24厚労告126 別表10の注	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
12 サービス提供時モニタリング加算	けているときは算定しない。 指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問し（障害児通所支援の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害児通所支援の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定していないか。この場合において、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定しているか。	平24厚労告126 別表11の注	
13 行動障害支援体制加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第6号に定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 行動障害支援体制加算(Ⅰ) 60単位 (2) 行動障害支援体制加算(Ⅱ) 30単位	平24厚労告126 別表12の注 平27厚労告181第6号	
14 要医療児者支援体制加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第7号に定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 要医療児者支援体制加算(Ⅰ) 60単位 (2) 要医療児者支援体制加算(Ⅱ) 30単位	平24厚労告126 別表13の注 平27厚労告181第7号	
15 精神障害者支援体制加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第8号に定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 精神障害者支援体制加算(Ⅰ) 60単位 (2) 精神障害者支援体制加算(Ⅱ) 30単位	平24厚労告126 別表14の注 平27厚労告181第8号	
16 高次脳機能障害支援体制加算	平成27年厚生労働省告示第181号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第9号に定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所	平24厚労告126 別表14の2注 平27厚労告181第9号	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根拠法令	備考
17 ピアサポート体制加算	定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 （１）高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） ６０単位 （２）高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） ３０単位 平成２７年厚生労働省告示第１８１号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第１０号に定める要件に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。	平２４厚労告１２６ 別表１５の注 平２７厚労告１８１第１０号	
18 地域生活支援拠点等相談強化加算	平成２７年厚生労働省告示第１８１号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第１１号に定める要件に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（要支援児）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。	平２４厚労告１２６ 別表１６の注 平２７厚労告１８１第１１号	
19 地域体制強化共同支援加算	平成２７年厚生労働省告示第１８１号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準」第１２号に定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第８９条の３第１項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。	平２４厚労告１２６ 別表１７の注 平２７厚労告１８１第１２号	
20 遠隔地訪問加算	障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅、病院等、児福法第７条第１項に規定する児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、初回加算（（２）に該当する場合に限る。）、入院時情報連携加算（入院時情報連携加算（Ⅰ）を算定する場合に限る。）、退院・退所加算、保育・教育等移行支援加算（（２）に該当する場合に限る。）、医療・保育・教育機関等連携加算（（１）のア及びイに該当する場合に限る。）又は集中支援加算（（１）のア及びエに該当する場合に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。 ただし、初回加算については、（２）に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。	平２４厚労告１２６ 別表１８の注	

